

# 軽油引取税について

軽油引取税とは、自動車などのエンジンの燃料に使用する軽油の購入者などにかかる税金です。

軽油引取税の仕組みについて説明します。

## 1. 納める人

特約業者又は元売業者から軽油を現実に引き取った人  
(特約業者、元売業者を通じて納めます。)



## 2. 元売業者、特約業者とは

### (1) 元売業者

軽油を製造、輸入又は販売することを業とする者で、総務大臣が指定した業者

### (2) 特約業者

元売業者と契約して軽油を販売することを業とする者で、都道府県知事の指定した業者

## 3. 納める額

引き取った軽油の量 (1 キロリットル) × 32,100 円



## 4. 納める時期

元売業者又は特約業者が、小売業者や消費者に軽油を現実に引き渡したときに、代金と一緒に税金を受け取り、1 か月分をまとめて翌月末日までに、軽油の納入地の所在する都道府県に申告して納めます。

## 5. 免税

船舶の燃料、農業その他の特定の事業の用途に使用するために行われる軽油の引取りについては、軽油の使用者からの申請により免税となります。



## 6. 免税の手続き

(1) 県税事務所から免税軽油使用者証の交付を受ける。

(2) 免税軽油使用者証を提示して、必要な数量の免税証の交付を受ける。

(3) 軽油を引き取る際に、販売業者に免税証を提出する。